

独立行政法人農畜産業振興機構中期目標

平成 30 年 3 月 1 日制定
平成 31 年 2 月 27 日改正
令和 4 年 7 月 29 日改正
農 林 水 産 省

第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

我が国は、超高齢化社会や人口減少社会の到来といった国内の社会情勢の変化だけでなく、グローバル化の進展といった世界的な環境の変化に直面している。農業分野においても、食料の安定供給を確保するとともに、農業を発展させるためのスピード感のある取組が求められている。このため国は、食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定。以下「基本計画」という。）を決定し、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて農業や食品産業の成長産業化を促進することとしている。

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、基本計画における農畜産業及び関連産業の持続的な発展に関する施策について、国民生活上重要な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉（以下「農畜産物」という。）を対象に、農畜産物生産者の経営安定や農畜産物の安定供給を図るための対策等を実施している。

機構は、平成 15 年 10 月 1 日の設立以降、第 1 期から第 3 期中期目標期間において、経営安定対策、需給調整・価格安定対策、家畜疾病や自然災害等に係る緊急対策、情報収集提供業務等の的確な実施を通じて、農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与するという使命を果たしてきた。

こうした中、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴い決定された総合的な T P P 関連政策大綱（平成 27 年 11 月 25 日 T P P 総合対策本部決定）において、牛肉、豚肉、乳製品及び甘味資源作物について経営安定対策の充実等の措置を講ずることとされ、また、農業の競争力強化を実現するため、農業競争力強化プログラム（平成 28 年 11 月 29 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）が決定され、肉用牛・酪農の生産基盤の強化及び牛乳・乳製品の流通等の改革を推進することとされた。さらに、平成 29 年 7 月に日 E U 経済連携協定が大枠合意に至り、新たな国際環境に入ることを踏まえ、平成 29 年 11 月 24 日に改定された総合的な T P P 等関連政策大綱（以下「T P P 等政策大綱」という。）では、経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしている。

このように、機構の実施する経営安定対策や需給調整・価格安定対策等の業務は、国の施策の推進にとって一層重要となっていることから、機構は引き続き、国との連携強化を図りつつ、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、機動的かつ効率的に業務を実施することにより、国民の期待と信頼に応え、本中期目標の達成を図るものとする。

第2 中期目標の期間

機構の中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

経営安定対策、需給調整・価格安定対策及び緊急対策の各業務については、基本計画等において示された国の政策目標等を踏まえつつ、農畜産業を巡る諸情勢の変化に的確に対応し、その効率的かつ効果的な実施を図る。

なお、独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定）における「一定の事業等のまとめり」は、1から5までの各業務とする。

1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務

(1) 経営安定対策

国の政策目標である基本計画等を踏まえ、生産者が希望を持って畜産に従事できるよう、畜産経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、肉畜・食肉等に係る補助事業等を以下のとおり実施する。

ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等

肉用牛・肉豚生産者の経営安定及び国産の牛肉・豚肉の安定供給を図るため、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「畜産経営安定法」という。）に基づき、肉用牛又は肉豚1頭当たりの粗収益が生産コストを下回った場合の交付対象生産者への交付金の交付等を行う。

(ア) 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から35業務日以内に交付する。

（第3期中期目標期間実績：－業務日）

(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。

（第3期中期目標期間実績：－業務日）

(ウ) 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から30業務日以内に交付する。

（第3期中期目標期間実績：－業務日）

(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。

（第3期中期目標期間実績：－業務日）

イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等

肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づき、肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合に、肉用

子牛生産者補給交付金の交付等を行う。

(ア) 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。

(第3期中期目標期間実績：11業務日)

(イ) 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。

(第3期中期目標期間実績：5業務日)

ウ 畜産業振興事業

肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号。以下「機構法」という。）に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。

(第3期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%)

<目標水準の考え方>（第3の1の（1）のア及びイ）

アの（ア）及び（ウ）については、これまでの制度での交付金交付に係る対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を考慮し、法制化後の交付手続の変更を勘案した水準の目標を、イの（ア）については、第3期中期目標期間の実績は乳用種だけの交付であったことから、乳用種に加え肉専用種及び交雑種にも交付する場合を考慮し、第3期中期目標期間と同水準の目標を設定した。

また、イの（イ）については、業務実績の取りまとめ、公表内容の確認等の事務手続きを考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第3期中期目標期間の実績と同水準の目標を、アの（イ）及び（エ）については、イの（イ）と業務内容が類似しているためイの（イ）と同水準の目標を設定した。

【重要度：高】（第3の1の（1）のアの（ア）、（ウ）及びイの（ア））

基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。

（2）緊急対策

畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的

に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。

(第3期中期目標期間実績：18業務日)

<目標水準の考え方> (第3の1の(2))

緊急対策として行う事業の補助金等を申請する事業実施主体、事業内容等の具体化に要する期間を考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第3期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

【難易度：高】 (第3の1の(2))

災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。

2 畜産（酪農・乳業）関係業務

(1) 経営安定対策

国の政策目標である基本計画等を踏まえ、生産者が希望を持って酪農業に従事できるよう、酪農経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、酪農・乳業に係る補助事業等を以下のとおり実施する。

ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等

生乳等の需給の安定及び酪農経営の安定を図るため、畜産経営安定法に基づき、対象事業者加工原料乳生産者補給交付金の交付等を行う。

(ア) 加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する（対象事業者及び指定事業者から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。）。

(第3期中期目標期間実績：18業務日)

(イ) 加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。

(第3期中期目標期間実績：8業務日)

イ 畜産業振興事業

酪農・乳業に係る補助事業は、酪農・乳業の生産・流通の合理化を図るための事業その他の酪農・乳業に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。

(ア) 酪農対策

酪農経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。

このため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に行う。

(第3期中期目標期間実績：実績なし)

(イ) 補完対策

酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。

(第3期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%)

<目標水準の考え方> (第3の2の(1)のA及びイの(A))

Aについては、平成30年度に施行される制度改正に伴い、交付対象者は拡大するものの、交付申請等に係る手続きの流れに変更はないこと、電算システムの活用等を踏まえ、第3期中期目標期間の実績と同水準の目標を、イの(A)については、交付金等を申請する対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を考慮し、他の基金造成事業と同水準の目標を設定した。

【重要度：高】 (第3の2の(1)のAの(A)及びイの(A))

Aの(A)及びイの(A)については、基本計画に基づく経営安定対策として、加えて、Aの(A)については、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。

(2) 需給調整・価格安定対策

A 指定乳製品等の輸入・売買

指定乳製品等の需給の安定を図るため、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、畜産経営安定法に基づき、指定乳製品等の買入れ、売渡し等を以下のとおり実施する。

(ア) 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を輸入のための入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。

(第3期中期目標期間実績：輸入及び売渡しのための入札に付した数量の割合：100%)

(イ) 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められ

る場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。

ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。

(第 3 期中期目標期間実績：20 業務日)

(ウ) 上記 (ア) 又は (イ) により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。

(第 3 期中期目標期間実績：四半期終了月の翌月末)

(エ) 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 19 日までに、ホームページで公表する。

(第 3 期中期目標期間実績：翌月の 19 日)

イ 乳製品需給等情報交換会議の開催

脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。

(参考：第 3 期中期目標期間実績：6 回 (平成 29 年度実績))

<目標水準の考え方> (第 3 の 2 の (2) のアの (イ) ~ (エ))

アの (イ) については、輸入業者からの現品受領後の需要者への売渡し等の事務手続きを考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第 3 期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

また、アの (ウ) については、流通計画等の取りまとめを、アの (エ) については、業務実績の取りまとめを考慮し、公表内容の確認等の事務手続きを踏まえて、効率的な事務処理が行われたと考えられる第 3 期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

(3) 緊急対策

酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した酪農生産者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。

(第 3 期中期目標期間実績：18 業務日)

<目標水準の考え方> (第 3 の 2 の (3))

緊急対策として行う事業の補助金等を申請する事業実施主体、事業内容等の具体化に要する期間を考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第3期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

【難易度：高】（第3の2の（3））

災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。

3 野菜関係業務

（1）経営安定対策

野菜については、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）等に基づき、生産者の経営安定と野菜の安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等を以下のとおり実施する。

その際、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）が農業保険法に改められ、収入保険が平成31年産から開始されることから、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう適切に対応する。

ア 指定野菜価格安定対策事業

指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。）の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。

生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。

（第3期中期目標期間実績：11業務日）

イ 契約指定野菜安定供給事業

あらかじめ締結した指定野菜の供給に係る契約につき指定野菜の価格の著しい低落があった場合及びあらかじめ締結した契約に基づき契約数量の確保を要する場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。

生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から21業務日以内に交付する。

（第3期中期目標期間実績：21業務日）

ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金を交付する。

助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日

から 11 業務日以内に交付する。

(第 3 期中期目標期間実績：11 業務日)

エ 業務内容等の公表

ア、イ又はウの事業の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。

(第 3 期中期目標期間実績：毎月)

オ 野菜農業振興事業

野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。

(第 3 期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%)

<目標水準の考え方> (第 3 の 3 の (1) のア～ウ)

交付金等を申請する対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第 3 期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

【重要度：高】 (第 3 の 3 の (1) ア～ウ)

基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。

(2) 需給調整・価格安定対策

野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。

(第 3 期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%)

4 特産(砂糖・でん粉)関係業務

(1) 経営安定対策

砂糖及びでん粉については、基本計画を踏まえ、地域経済におけるその重要性に鑑み、実需者ニーズに対応した生産や生産性の向上に向けた取組を推進し、価格調整制度による国内生産の安定を図るため、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和 40 年法律第 109 号。以下「糖価調整法」という。)に基づき、交付金の交付等を以下のとおり実施する。

ア 砂糖関係業務

甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に対する交付金の交付等を以下のとおり実施する。

(ア) 甘味資源作物交付金の交付

甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

(第3期中期目標期間実績：8業務日)

(イ) 国内産糖交付金の交付

国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

(第3期中期目標期間実績：18業務日)

(ウ) 業務内容等の公表

ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

(第3期中期目標期間実績：翌月の15日)

イ でん粉関係業務

でん粉原料用いも生産者及び国内産いもでん粉製造事業者に対する交付金の交付等を以下のとおり実施する。

(ア) でん粉原料用いも交付金の交付

でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

(第3期中期目標期間実績：8業務日)

(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付

国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

(第3期中期目標期間実績：18業務日)

(ウ) 業務内容等の公表

ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

(第3期中期目標期間実績：翌月の15日)

<目標水準の考え方> (第3の4の(1)のア及びイ)

アの（ア）、（イ）及びイの（ア）、（イ）については、交付金等を申請する対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を、また、アの（ウ）及びイの（ウ）については、業務実績の取りまとめ、公表内容の確認等の事務手続きを考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第3期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

【重要度：高】（第3の4の（1）アの（ア）、（イ）及びイの（ア）、（イ））

基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。

（2）需給調整・価格安定対策

砂糖及びでん粉の内外価格差の調整を図るため、糖価調整法に基づき、調整金の徴収を以下のとおり実施する。

ア 砂糖関係業務

機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。

（第3期中期目標期間実績：翌月の15日）

イ でん粉関係業務

機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。

（第3期中期目標期間実績：翌月の15日）

<目標水準の考え方>（第3の4の（2）のア及びイ）

業務実績の取りまとめ、公表内容の確認等の事務手続きを考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第3期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

5 情報収集提供業務

農畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）を適時適切に提供すること等を通じて、生産者の経営安定並びに農畜産物の需給及び価格の安定に寄与するよう、機構法に基づき、情報収集提供業務を以下のとおり実施する。

（1）調査テーマの重点化

需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得

て開催する委員会において検討する。

【指標】

情報利用者等の参画を得て開催する委員会が出された意見等を踏まえた、調査テーマの重点化。

(参考：第3期中期目標期間実績：委員会を年3回開催)

(2) 需給等関連情報の提供

需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行うこととし、需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。

(第3期中期目標期間実績：需給関連統計情報は10業務日、需給動向情報は翌月)

(3) 情報提供の効果測定等

情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。

(第3期中期目標期間実績：4.1)

また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。

さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。

<目標水準の考え方> (第3の5の(2)及び(3))

(2)については、第3期中期目標期間の実績を踏まえつつ、事務処理に要する日数を勘案して設定した。

(3)については、第3期中期目標期間の実績を踏まえつつ、第3期中期目標期間の目標と同水準の目標を設定した。

6 TPP等政策大綱への対応

TPP等政策大綱では、TPP又は日EU経済連携協定の発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしているため、国との緊密な連携(国からの通知を含む)の下、経営安定対策の充実等の措置が協定発効の日から円滑に実施できるよう準備を行うとともに、協定発効後は、当該業務を適切に実施する。

第4 業務運営の効率化に関する事項

1 業務運営の効率化による経費の削減

(1) 業務経費の削減

業務の見直し及び効率化を進め、業務経費(附帯事務費(特殊要因により増減する経費を除く。))については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。

(2) 一般管理費の削減

業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。

2 役職員の給与水準

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。

3 調達等合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものを除き行わないこととするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。

また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を受ける。

【指標】

入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会における点検結果及びその反映状況。

（参考：第3期中期目標期間実績：委員会を年1回開催）

4 業務執行の改善

機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価及び補助事業についての審査・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。

5 機能的で効率的な組織体制の整備

業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。

6 補助事業の効率化等

(1) 透明性の確保

透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、事業内容等の事業に関する各種情報を公表することとし、事業の採択の概要については、四半期終了

月の翌月末までに公表する。

また、事業の適切かつ円滑な実施の観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。

(2) 効率的な事業の実施

効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、受理した要領、実施計画及び交付申請について、10 業務日以内に承認等を行うとともに、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施し、事後評価により効用が費用以下となる場合は、すべて改善指導を実施する。

また、畜産業振興事業等について、補助金の効率的な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、事業実施主体における基金について毎年度見直しを行う。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。

(第3期中期目標期間実績：要領等の受理から10業務日以内の承認等：99%)

<目標水準の考え方> (第4の6の(2))

受理した要領、実施計画及び交付申請に係る承認等については、審査内容等を考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第3期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

7 ICTの活用による業務の効率化

T P P等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。

8 情報システムの適切な整備及び管理

情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を検討する。

第5 財務内容の改善に関する事項

1 財務運営の適正化

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行する。

独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。

また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区

分に基づくセグメント情報を開示する。

2 資金の管理及び運用

資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。

3 砂糖勘定の短期借入れに係るコストの抑制

砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成 22 年 9 月農林水産省公表）に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。

第 6 その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。

また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。

2 職員の人事に関する計画

機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握するとともに、研修等による人材の育成及び適切な配置を行う。

3 情報公開の推進

(1) 情報開示及び照会事項への対応

公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。

(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を

受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。

特産関係（砂糖・でん粉）の交付金交付業務の運営状況等については、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。

また、畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。

このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを公表するとともに、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等、積極的に説明責任を果たすものとする。

4 消費者等への広報

消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに、機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信する。

また、ホームページによる情報提供については、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。

5 情報セキュリティ対策の向上

サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

6 長期借入れを行う場合の留意事項

機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。

独立行政法人農畜産業振興機構 政策体系図

農林水産省の政策

食料の安定供給の確保

農業の持続的な発展

農村の振興

林業・木材産業の持続的かつ健全な発展

水産物の安定供給と水産業の健全な発展

主な政府方針

食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)

- 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
2. 農業の持続的な発展に関する施策
- (6) 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革

農業競争力強化プログラム(平成28年11月29日農林水産省・地域の活力創造本部決定)

11. 肉用牛・酪農の生産基盤強化策
13. 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革

総合的なTPP等関連政策大綱(平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定)

- II TPP等関連政策の目標
- 3 分野別施策展開
- (1) 農林水産業 (2) 経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

農畜産業振興機構の役割

(機構の目的)

畜産経営の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与する。

畜産(肉畜・食肉等)

- 経営安定対策
 - ・肉用牛又は肉豚の生産者への交付金の交付
 - ・肉用子牛生産者への補給金の交付
 - ・経営安定対策を補完するための事業の実施
- 緊急対策
 - ・口蹄疫などの家畜疾病の発生や肉畜・食肉等をめぐる情勢の変化等に応じた緊急対策の実施

畜産(酪農・乳業)

- 経営安定対策
 - ・加工原料乳生産者への補給金等の交付
 - ・経営安定対策を補完するための事業の実施
- 需給調整・価格安定対策
 - ・国家貿易機関として指定乳製品等の輸入、売渡し
- 緊急対策
 - ・口蹄疫などの家畜疾病の発生や酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に応じた緊急対策の実施

野菜

- 経営安定対策
 - ・野菜生産者への補給金の交付
 - ・経営安定対策を補完するための事業の実施
- 需給調整・価格安定対策
 - ・野菜の価格高騰時、低落時における需給調整

特産(砂糖・でん粉)

- 経営安定対策
 - ・さとうきび生産者・でん粉原料用いも生産者等への交付金の交付
- 需給調整・価格安定対策
 - ・輸入糖・輸入加糖調製品・コーンスターチ用輸入とうもろこし等の買入れ、売戻しによる調整金の徴収

情報収集提供

畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の農畜産物の価格、内外の農畜産物需給等に関する情報の収集・整理・提供